

社団法人日本脳神経外科学会
職員退職給与規則

平成 15 年 10 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）就業規則第 26 条に規定する職員の退職手当については、この規則の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員が 1 年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) 疾病のため辞職した場合
- (2) 在職中死亡した場合
- (3) 本法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合
- (4) 自己の都合により円満退職した場合
- (5) 定年

2 就業規則第 28 条第 2 項第 3 号に基づく懲戒免職の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

(退職手当の算出)

第 3 条 退職手当は、退職時における本俸に、勤続期間に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第 4 条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本法人の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

(退職手当の増額)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合、理事長は、その退職手当を増額することができる。

(退職手当の減額)

第 6 条 在職期間中、勤務成績不良の者については、理事長は、所定の退職手当をその 3 割を超えない範囲において減額することができる。

(功労金)

第 7 条 在職中、特に功労顕著であった者に対しては、理事長は、功労金を支給する。

(弔慰金)

第 8 条 職員又は職員の家族が死亡したときは、別に定める弔慰金を支給する。

(細則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則にかかわらず、当分の間、日本脳神経外科学会退職金規程を準用する。